

適切な福祉用具導入のプロセスを明らかにするために

福祉用具専門相談員の質の向上と福祉用具の更なる普及を目指している全国福祉用具専門相談員協会。その取り組みや福祉用具に関する提案などをお伝えするシリーズの第五回は、協会の理事であり、株式会社カイクスウィング代表取締役社長の岩元文雄先生の登場です。きめ細やかな個別援助計画を武器に業績を伸ばされている岩元理事に、個別援助計画の効果について述べていただきました。

個別援助計画？ 何故？ 何のために？ そんな声をよく耳にします

福祉用具の専門家として
二〇〇〇年四月に施行された介護保険制度もスタートから九年が経過しようとしている。給付形態も措置制度から御利用者の選択による契約に様変わりし、個別の御利用者ごとに適切な福祉用具が選定され、導入できる仕組みが整えられた。

我々福祉用具専門相談員はそこに介在する専門職と位置付けられており、二〇〇四年六月に厚生労働省より示された「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」においては「福祉用具専門相談員をはじめ当該利用者に関わる福祉用具の専門職は、サービス担当者会議その他の機会を通じ、利用者の心身の状況、福祉用具の特性、その者の置かれている環境を十分に踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、介護支援専門員に対して専門的知識に基づき助言を行うこと」と明記されている。我々福祉用具専門相談員

に求められる役割も、福祉用具を「取り扱うだけ」の専門家から、「適切に選定し使用することを通じ、ケアプランの示す目標達成の援助を行う」専門家に変化しているのである。

制度施行後九周年に我々福祉用具専門相談員は、多くの現場を経験し、また、様々な研修の機会を通じ、その専門性を高めてきた。福祉用具プランナー、福祉用具選定士、福祉住環境コーディネーターなどスキルアップのための講習を受けている福祉用具専門相談員も少なくない。福祉用具導入に際してはアセスメントの段階から関与させていただくことも多くなつたし、担当者会議に出席させていただく機会も増えた。

福祉用具の専門職として期待される役割が重要になるにつれ、専門職としての技量向上は必須であるし、その両方がうまくかみ合わないようでは、福祉用具貸与は単に「モノを貸す」「モノを届ける」だけのサービス

になってしまおうだろう。

専門職の役割を示す「個別援助計画」
介護保険制度では、介護支援専門員が計画・作成したケアプランを具体化するために介護サービス事業者が「個別援助計画」の作成が義務付けられ、それに沿ったサービス提供が行なわれる仕組みとなっている。福祉用具サービスにはこれが義務付けられていないものの、平成十九年度、厚生労働省老健局で開催された「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」では「福祉用具貸与についても、他のサービスと同様に個別援助計画の作成を行なうべきではないか」というご意見が出されるに至っている。私は「地域ケアリング」二〇〇八年十月号にも寄稿させていただいたが、福祉用具専門相談員が現場でどのような仕事をしているのか、福祉用具は何を目的に、どのようなプロセスを経て選定されているのか、また、ご利用期間中であっても



岩元 文雄
全国福祉用具専門
相談員協会 理事

貸しっ放しではなく、定期的なモニタリング等を通じ、利用期間中の安全性を担保するためのサービスが継続されていること、状況変化などに対応し、商品の入れ替えや引き上げを随時行ない、真に必要なサービスの提供していることなど、詳細にすることを「個別援助計画」の作成は必要であると考えます。

当社では昨年より「福祉用具選定・利用計画書」の運用を開始した。これは各介護サービス事業所に求められている「個別援助計画」と同様の位置づけであり、自らアセスメントした情報に基づいて「評価・分析・立案」することでサービスを利用する「根拠」を示すとともに、自立した生活を実現するための計画的な福祉用具サービスを提供し、そのサービス提供の継続と安全性の両方を確保するためのツールと考えている。当社が導入にあたり期待する効果は次の四点に集約される。

①福祉用具専門相談員ごとの

技術・知識の差を埋める
残念ながら、福祉用具専門相談員の技術格差は大きい。個別のケースごとに様々な要素が異なる日々の現場において、必要な項目を網羅した書式に従い、その項目を「埋める」ことで、一定水準以上のサービスを提供の一助となる。

②福祉用具導入・選定の

プロセスを可視化できる
数多ある選択肢の中から福祉用具導入が望ましいと判断した理由を明

示する。加えて、具体的な用具選定にあたり、どのような理由・根拠を以て選定を行なったのかを明示する。

このことは、たとえばモニタリング時に必要となる情報を網羅し、もし、福祉用具利用目標が達成できていなかった場合、何がいけなかったのかを判断する材料にもなりえるし、状態の変化によって不適合、あるいは不要となった場合には、再アセスメントする際の貴重な情報となる。

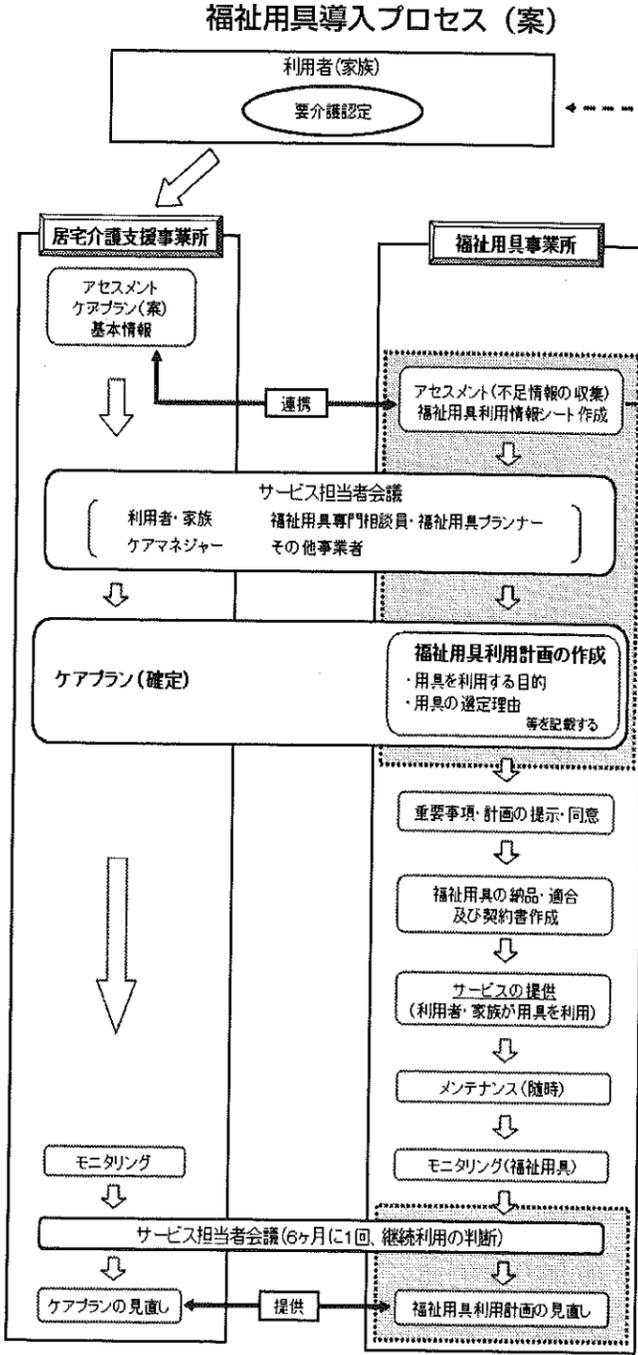
③情報共有のツールとなる

御利用者への説明はもちろんのこと、担当者会議等で関係者との情報共有ツールになる。事業者において担当者交代の際の申し送りや、複数

の担当者が一人の御利用者に関与するケース等に、ご利用者の基本情報と共に一連の導入経過を知りうる貴重な資料となる。

④福祉用具専門相談員のスキルアップ
しっかりとした個別援助計画を作成することを通じ、自然と福祉用具専門相談員の技能は向上するだろう。また、ケアプランをしっかりと理解し、

目標を認識することで、どうしても「用具」に偏りがちだった視点を「利用者主体」に改めていくことにも結び付くだろう。



※テクノエイド協会主催「福祉用具における個別援助計画に関する勉強会」資料より

「全国福祉用具専門相談員協会」会員募集要項

(1) 会員資格：福祉用具専門相談員指定講習の修了者であって、本会の目的に賛同した者。専門的有資格者(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、ホームヘルパー2級課程修了者)であって、本会の目的に賛同した者。

(2) 会費：年会費は1万円です。なお、入会金は無料です。

(3) 入会申し込み先：下記へお問い合わせください。

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-20 高輪Oビル9階
電話：03-3443-0011 F A X：03-3443-8800

全国福祉用具専門相談員協会の取り組み
当協会では福祉用具サービスにおける個別援助計画について、委員会を発足させ、標準書式の策定に向けた検討を開始した。今年四月に大阪で開催される「バリアフリー2009」会場においては、標準書式を踏まえた事例検討会も予定している。詳細は随時協会ホームページ(<http://www.zfssk.com>)に掲載されています。多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

※次回は、協会副会長の畔上加代子氏にお話しいただく予定です。